

議案第44号

葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理者を指定する必要がある
ので、本案を提出いたします。

葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり
指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区水元体育館、葛飾区小菅西公園フットサル場、葛飾区水元体育館駐車場及び葛
飾区小菅西公園フットサル場駐車場

2 指定管理者の名称等

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 小池俊彦

構成員 東京都新宿区新宿四丁目2番10号第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役 澤村克樹

3 指定の期間

葛飾区水元体育館及び葛飾区水元体育館駐車場については平成28年3月1日から平成
31年3月31日まで、葛飾区小菅西公園フットサル場及び葛飾区小菅西公園フットサル場
駐車場については平成28年4月1日から平成31年3月31日まで